



東淀川区の魅力が詰まった真夏のフェスティバル

THIS IS 東淀川

日時 令和8年8月22日(土)・23日(日)
午後1時から5時まで

場所 東淀川区民ホール & 区役所304会議室

内容 THIS IS 東淀川は、地域活性や協働でのまちづくりなどをテーマにしたイベントです。具体的には、東淀川区にかかわる企業・団体・大学などが、ブースを出展し、ブースでの体験などを通じて、区民のみなさんに、東淀川区の産業や地域資源、魅力を知ってもらおうというものです。

ブース出展者募集！



THIS IS 東淀川に出展をご希望の方は、募集要項と出展規約をご確認いただき、出展申込書を担当までメールで送付してください。

募集枠 計 **20ブース** 【8月22日(土)と8月23日(日) 各10ブース】

対象 募集要項の出展資格を有する組織・個人

応募方法 出展申込書に必要事項を記入のうえ、下記担当へメールで送付、または窓口に持参。
※出展資格の確認のために活動実績のわかる資料を追加で提出していただく場合あり。
※申込先着順。

締切 令和8年6月22日(月)午後5時30分
※定数に達し次第、受付終了。



必ず、募集要項・出展規約をご確認のうえ応募ください。

主催：東淀川区役所 担当：地域課 寺内/松井
メール：higashiyodo-advisor@city.osaka.lg.jp 電話：06-4809-9509

※取得した個人情報は、東淀川区役所で実施する事業に使用し、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

組織名★ ※個人で出展の場合は屋号などを記入 ※複数の主体で出展の場合は全主体を段書き			フリガナ
	代表者氏名		
所在地(住所) ※複数の主体で出展の場合は代表の組織・個人の情報のみ記入			
担当部署	部署		フリガナ
	※個人で申込の場合は記入不要		担当者氏名
連絡先	電話		
	メール		
事業・活動★			
出展資格(1) ()に該当する英字を記入し、空欄に取組内容を記入	私たち(私)は募集要項の出展資格1の(1)の(ア)～(エ)のうち()に該当する組織(個人)です。 取組内容		
出展資格(2) <input type="checkbox"/> にチェック	<input type="checkbox"/> 私たち(私)は募集要項の出展資格1の(2)の(ア)～(キ)の項目のいずれにも該当しない組織(個人)です。		
出展希望日 ()に番号を記入	()	① 8月22日(土) ② 8月23日(日) ③ ①②どちらの日程でも構わない	
説明会希望日 ()に番号を記入	()	① 7月7日(火)午後 ② 7月9日(木)午後 ③ ①②どちらの日程でも構わない	
出展内容★ ()に番号を記入し、空欄に内容を記入	()	※複数選択可 ①ワークショップ ②展示 ③物販 例：SDGsに関するクイズを実施し、正解者に景品を配布する。	
電源の使用 ()に番号を記入	()	①希望する ②希望しない	

★の情報は区役所ホームページ等で掲載させていただく予定です。

概要

日程 令和8年8月22日(土)・8月23日(日)午後1時から午後5時まで

会場 東淀川区民ホール・区役所304会議室 **募集枠** 計20ブース【8月22日(土)と8月23日(日) 各10ブース】

事業主旨

①産官学民の連携によるまちづくり②東淀川区の魅力発信③東淀川区の地域活性化④東淀川区の産業振興

内容

東淀川区に関わる組織・個人が、参加者体験型のワークショップや展示、物販を実施するブースを出展し、活動内容の発表やPRを行う。

応募方法

出展申込書に必要事項を記入のうえ、下記担当へメールで送付、または窓口持参。

※出展資格の確認のために活動実績のわかる資料を追加で提出していただく場合があります。

担当：地域課 寺内/松井

住所：東淀川区豊新2-1-4 東淀川区役所1階9番窓口

メール：higashiyodo-advisor@city.osaka.lg.jp 電話：06-4809-9509

締切

令和8年6月22日(月)午後5時30分まで。

出展資格

1 主催者が定める出展規約に同意し、これを遵守する組織・個人のうち、以下の条件を満たすもの。

下記(1)の(ア)～(エ)のいずれかに該当すること。

下記(2)の(ア)～(キ)の項目のいずれにも該当しないこと。

- (1)
- (ア) 東淀川区の地域課題を解決するための事業や活動をしている。(したことがある。)
 - (イ) 東淀川区を盛り上げるための事業や活動、または地域活性化につながる事業や活動をしている。(したことがある。)
 - (ウ) 東淀川区の魅力を区内外に発信している。(したことがある。)
 - (エ) 東淀川区において持続可能な社会の実現に向けて事業や活動をしている。(したことがある。)

- (2)
- (ア) 大阪市暴力団排除条例に基づき、暴力団または暴力団と密接な関係を有するもの。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当しているもの。
 - (ウ) 公序良俗に反する事業や活動を行っているもの。
 - (エ) 宗教団体
 - (オ) 政治団体
 - (カ) 当事業の公共性や品位を損なう恐れがあるもの。
 - (キ) 社会通念上、出展に相当と認められないもの。

2 7月7日(火)及び7月9日(木)の午後2時から開催予定の出展者説明会にどちらか1度は参加すること。

3 出展申込書に虚偽の申告があったとき等主催者が不適当と認めた場合、出展の決定を取り消すことができるものとする。

出展可否の決定

先着順にて決定する。ただし、主催者が出展資格を満たしていないと判断した場合は、出展を認めない。決定した組織・個人には、令和8年6月30日(火)までに担当から連絡する。

※電子メールの場合は受信日時、持参の場合は窓口での受付日時で判断する。

1 費用

(1) 出展料無料。ただし、出展に伴う費用はすべて出展組織・個人が負担すること。

2 ブースの仕様・区画

- (1) 1つの組織・個人につき1ブース。ただし複数の主体が合同で1つのブースを使い、出展することは可能とする。その場合は出展申込書にその旨を記載すること。
- (2) 1ブースの範囲は3メートル×3メートルとし、各ブースの配置は主催者側が指定する。
- (3) 1ブースにつき長机2脚と椅子2脚を主催者から貸出しを行う。

3 設備

- (1) 会場内の電源を使う場合、事前に主催者に申請をし、その許可を受けること。
- (2) 音を発生させる放送や映像などの装置を利用する場合、事前に主催者と協議し、その許可を受けること。主催者は出展者の発する音量について指導し、または、音の発生を中止させることができるものとする。

4 禁止事項

- (1) 事業主旨に沿わない営利目的の出展。
- (2) 会場内での飲食を伴う出展。(ただし、あらかじめ製造・加工された物の販売・提供は可能とする)。
- (3) 発火の恐れのあるものや、火気器具・発電機の使用。ただし、充電式のポータブル電源の持込は可能。その場合は主催者と協議し、許可を得ること。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む)、または政党を支持・反対等の政治的活動(選挙運動を含む)を行うこと。

5 安全

出展者は参加者及び、他の出展者の安全面に十分配慮すること。

6 駐車

- (1) 区役所敷地内の駐車スペースに限りがあるため、出展者はなるべく近隣の有料パーキングを利用すること。
- (2) 路上駐車は絶対にしないこと。

7 時間

- (1) ブースの出展は開催日の午後1時から午後5時までとする。なお事業開催中(午後5時まで)に撤収することは原則禁止とする。
- (2) 搬入は原則開催当日の午前9時から午前12時までとする。
- (3) 搬出は原則開催当日の午後5時から午後6時30分までとする。

8 情報の取扱い

- (1) 出展申込書に記載の主な情報は、東淀川区役所ホームページ等で掲載する。
- (2) 出展申込書に記載の情報、活動実績のわかる資料は本事業の実施の範囲において利用する。

9 感染症対策

当日体調がすぐれない出展者または出展関係者は、事業の参加、および会場内への出入りを禁止とする。

10 出展者の責務

出展者は本規約を遵守しなければならない。違反が発覚した場合、主催者は出展の即時中止要請をすることができる。主催者はそれによって生ずる損害、費用の増加等に対しては一切の責任を負わないものとする。

11 その他

- (1) 出展者の行為および安全配慮を怠ったことによる事故が発生したときは、主催者は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 出展者が主催者側の指示に従わない場合、主催者は出展の即時中止要請をすることができる。主催者はそれによって生ずる損害、費用の増加等に対しては一切の責任を負わないものとする。
- (3) 荒天の場合や、災害が発生した場合、そのほか、何らかの理由により、8月21日(金)の午前10時の段階で主催者が開催不可と判断した場合、開催を延期・中止することができる。主催者はそれによって生ずる損害、費用の増加等に対しては一切の責任を負わないものとする。
- (4) 事業の運営上必要と認めるときは、主催者は状況に応じ出展規約等を変更することができる。